

港区特別職報酬等審議会答申（概要）

1 区議会議員の議員報酬及び特別職の給料

0.98%引き上げる。

（令和5年職員の給与等に関する報告及び勧告 初任給、若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給で1,000円以上の引上げ）

議員の報酬

| 区分 | 改定後の報酬月額 | 現行の報酬月額 | 引上げ額 |
|------|----------|----------|--------|
| 議長 | 911,400円 | 902,600円 | 8,800円 |
| 副議長 | 787,800円 | 780,200円 | 7,600円 |
| 委員長 | 656,200円 | 649,800円 | 6,400円 |
| 副委員長 | 628,800円 | 622,700円 | 6,100円 |
| 議員 | 616,700円 | 610,700円 | 6,000円 |

※実施時期 令和5年5月1日

特別職の給料

| 区分 | 改定後の給料月額 | 現行の給料月額 | 引上げ額 |
|----------|------------|------------|---------|
| 区長 | 1,261,700円 | 1,249,500円 | 12,200円 |
| 副区長 | 1,014,600円 | 1,004,800円 | 9,800円 |
| 教育委員会教育長 | 942,700円 | 933,600円 | 9,100円 |
| 常勤監査委員 | 754,200円 | 746,900円 | 7,300円 |

※実施時期 令和5年4月1日

2 区議会議員及び特別職の期末手当

年間支給月数を0.1月引き上げる。

（令和5年職員の給与等に関する報告及び勧告 年間の支給月数を0.1月引上げ）

| 支給月 | 6月 | 12月 | 合計 |
|-----------|------------------|------------------|------------------|
| 現行の年間支給月数 | 1.95月 | 1.95月 | 3.90月 |
| 令和5年度 | 1.95月 (—) | 2.05月 (0.10月) | 4.00月 (0.10月) |
| 令和6年度以降 | 2.00月 (0.05月) | 2.00月 (0.05月) | 4.00月 (0.10月) |

※実施時期 令和5年度は令和5年12月1日、令和6年度以降は令和6年4月1日から実施



令和5年11月24日

港区長 武井雅昭様

港区特別職報酬等審議会

会長 脇 奈穂子



区議会議員の議員報酬及び特別職の給料、区議会議員
及び特別職の期末手当の額等について（答申）

令和4年7月12日付4港総総第1136号により、本審議会に
対し諮問を受けた事項のうち、区議会議員の議員報酬及び特別職の
給料、区議会議員及び特別職の期末手当の額等について、別紙のと
おり審議結果を答申します。



港区特別職報酬等審議会 答申

令和5年（2023年）11月24日

1 はじめに

本審議会は、港区特別職報酬等審議会条例第2条第3項の規定に基づき、令和4年7月12日、港区長から、区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びに区長、副区長、教育委員会教育長及び常勤の監査委員（以下「特別職」という。）の給料、旅費、通勤手当、期末手当及び退職手当の額並びに政務活動費の額の適否等について諮問を受けた。

これまで、令和4年9月から、区議会議員の議員報酬及び期末手当の額並びに特別職の給料及び期末手当の額の適否等について審議し、同年11月に答申している。

今般、令和5年10月11日の特別区人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告（以下「特別区人事委員会勧告」という。）で、職員と民間従業員との給与を比較した結果、職員の給与が民間従業員の給与を下回っていた較差3,722円（0.98%）を解消するため、初任給、若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給で給料月額1,000円以上の引上げが勧告された。また、特別給（期末手当・勤勉手当）の年間の支給月数を0.1月引上げること（一般職員は勤勉手当に割り振り、管理職職員は期末手当及び勤勉手当に均等に配分）が示されたことを受け、本審議会では、諮問事項のうち、区議会議員の議員報酬及び期末手当並びに特別職の給料及び特別職の期末手当の額等について審議し、答申することとした。

本審議会の各委員は、区民の代表としての自覚と責任のもと、特別区人事委員会が実施した民間給与実態調査（以下「民間給与実態調査」という。）の内容及び特別区人事委員会の勧告について、港区の財政状況を踏まえ、幅広い視野に立ち、公正かつ客観的な立場から、闊達な議論と慎重な審議を行った。

2 区議会議員の議員報酬及び特別職の給料並びに区議会議員及び特別職の期末手当の現状 (1) 区議会議員の議員報酬及び特別職の給料の現状

現在の区議会議員の議員報酬及び特別職の給料の額は、次のとおりとなっている。

ア 区議会議員の議員報酬

| 区分 | 月額 |
|------|----------|
| 議長 | 902,600円 |
| 副議長 | 780,200円 |
| 委員長 | 649,800円 |
| 副委員長 | 622,700円 |
| 議員 | 610,700円 |

イ 特別職の給料

| 区分 | 月額 |
|----------|--------------|
| 区長 | 1, 249, 500円 |
| 副区長 | 1, 004, 800円 |
| 教育委員会教育長 | 933, 600円 |
| 常勤監査委員 | 746, 900円 |

(2) 区議会議員及び特別職の期末手当の現状

区議会議員及び特別職の期末手当の支給月数は、3.90月であり、各支給月の内訳は次のとおりとなっている。

| 支給月 | 6月 | 12月 | 合計 |
|------|-------|-------|-------|
| 支給月数 | 1.95月 | 1.95月 | 3.90月 |

3 区議会議員及び特別職の報酬等を取り巻く諸状況

(1) 社会経済動向について

景気動向に関し、内閣府月例経済報告によると、景気は、令和5年3月及び4月は「一部弱さがみられるものの、緩やかに持ち直している。」とされていたが、5月以降現在まで「緩やかに回復している」とされた。

「先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される」が、「世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスク」や「物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある」とされている。

また、10月の報告では、新たに発生した「中東地域をめぐる情勢」についても十分注意する必要があるとされた。

(2) 特別区人事委員会勧告について

令和5年10月11日の特別区人事委員会勧告の主な内容と職員の給与及び特別給改定の状況

特別区人事委員会勧告は、月例給については、「職員の給与が民間従業員の給与を下回っていた較差3,722円(0.98%)を解消するため、月例給を引き上げることとし、給料表を改定することが適当」、特別給(期末手当・勤勉手当)の年間支給月数については、「民間における特別給(賞与)の支給状況を勘案し、年間の支給月額を0.1月引上げ」という内容であった。

給料表の改定に当たっては、「初任給について、人材確保の観点、民間企業や国における初任給の動向等を踏まえて引き上げることとする。また、若年層の職員に重点を置きつつ、全ての級及び号給について、給料月額の引上げを行う。」という内容であった。

特別給(期末手当・勤勉手当)の改定に当たっては、「民間における特別給(賞与)

の支給状況を勘案し、年間の支給月数を0.1月引き上げ、4.65月とする。なお、支給月数の引上げ分については、民間の特別給（賞与）における考課査定分の配分状況等を考慮し、一般職員については、勤勉手当に割り振り、管理職員については、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとする。」という内容であった。

区は、この報告を踏まえ、職員団体と交渉した結果、特別区人事委員会勧告どおりの内容で、職員の給与を改定する条例案を区議会に提出する準備を進めている。

（3）港区の状況について

区の人口は、令和5年11月1日現在、約26万6,300人で、前年と比較して約4,700人増加している。平成8年以降継続して増加してきた人口は、令和2年6月以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響と推測される減少傾向が続いたが、令和4年2月以降は減少した月があるものの増加し、港区人口推計によると、今後、いずれの世代においても増加する予想で、令和13年には30万人を超える見通しとなっている。

区財政については、令和4年度決算（普通会計ベース）において、歳入は、歳入の根幹を成す特別区税が、特別区民税や特別区たばこ税の増加により、前年度比103億円、11.9%増の970億円となった一方、特定財源¹で繰入金等が減となり、全体では前年度比98億円、5.1%減の1,840億円となった。

歳出は、公共施設等整備基金への積立金の減があり約185億円の減となったものの、港区子育て応援商品券、震災復興及び新型インフルエンザ等感染症防止基金への積立金などの約96億円の増によって、前年度比89億円、4.9%減の1,720億円となった。

財政の弾力性を示す総合的指標である経常収支比率²は、令和4年度は特別区税等の増収による一般財源の増により、前年度比4.3ポイント減の67.6%となった。これは、一般に適正な水準といわれている70%から80%までの水準を下回り、特別区全体の平均値である76.7%と比較しても低い数値であることから、区の財政は他区と比較して弾力的で、新たな区民ニーズや緊急課題などにも対応できるといえる。

また、自治体の財政力を判断する指標である財政力指数³は、1.20となった。特別区全体の平均値である0.55と比較しても高い数値であることから、新型コロナウ

¹ 特定財源：国庫支出金、都支出金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、諸収入など、特定の事業に充てなければならない財源。

² 経常収支比率：財政の弾力性を示す総合的指標で、自治体財政の自由度を計る最も一般的な財政指標。この比率が高いほど新たな住民ニーズに対応できる余地が少なくなり、財政は硬直化していることになる。

³ 財政力指数：財政力を示す指数で、この指数が大きいほど財源に余裕があるといえる。ただし、理論上の数値であるため、この指数で直ちに財政の富裕度を判断することはできない。

ウイルス感染症の感染拡大の影響が区民生活や区内産業に依然として残る中、社会経済情勢が日々刻々と変化する状況においても、港区ならではの質の高い行政サービスを維持しつつ、地域経済の回復をはじめとする緊急課題にも的確に対応できる安定的な財政運営を行っているといえ、経常収支比率、財政力指数ともに、高い財政力が示されているといえる。

今後の見通しについては、歳入は、区の歳入の根幹を成す特別区民税収入が、令和4年度決算において、過去最高額となった。これは、臨時的な要因である株式譲渡に係る所得が大きく増加したことが影響しているが、課税額で最も大きな割合を占める給与所得が増加を続けていることから、特別区民税収入は、今後も堅調に推移していくと見込んでいる。

一方、歳出については、こうした特別区民税収入の増収を生かし、長く続いた新型コロナウイルス感染症の感染拡大との闘いや物価高騰による食料品やエネルギーなどの価格高騰、ロシアのウクライナ侵攻による世界経済情勢の影響から脱却するため、令和2年度から令和4年度には、26回の補正予算を編成し、国や東京都の制度、区の独自財源などを積極的に活用し、区民の暮らしやまちの状況をあらゆる手段で的確に把握し、目の前にある課題を解決するために対応してきた。また、「子育てするなら港区」をスローガンにこれまで国、東京都、他自治体に先駆けて取り組んできた、出産費用の更なる助成や多子世帯の移動に対する支援、ヤングケアラーの早期把握と必要な支援へつなげる取組など、子育て支援策を全庁横断的に一層充実させ、国や東京都の取組との相乗効果を発揮し、次代を担う子どもたちが幸せに暮らせるまちづくりに取り組んでいる。また、新型コロナウイルス感染症の感染症対策の経験を生かし、更なる強靱なまちへと発展させ、次代を担う子どもたちに引き継ぐことで、誰もが住み続けられるまちへと輝かせていくことを目指し、現在、改定を進めている港区基本計画（令和3年度～令和8年度）の後期3年間の「誰もが住みやすく、地域に愛情と誇りを持てるまち・港区」を目指し、大きな一歩を踏み出すとしている。

（4）職責の重要性について

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に移行し、観光客数は感染拡大前の水準を超え、区内においても地域のそこかしこで恒例行事が再開され、失われた時間を取り戻すかのごとく、まちににぎわいが戻りつつある。

一方で、現在も物価高騰が続いており、特に食料品やエネルギーなど生活に直結する価格が高騰しているほか、区の出生数は減少傾向が続いており、生活保護世帯数は増加傾向に転じるなど、ロシアのウクライナ侵攻による世界経済情勢や新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は区民生活や区内産業に依然として重くのしかかっている。

これに対して区は、令和5年度当初予算において、物価高騰等から区民生活と区内産

業を守り、まちのにぎわいを加速する施策として約27億円を計上し、激変する社会情勢に対して、学校給食の食材高騰分の支援や中小企業者への広告宣伝費の補助を継続し、人材確保に係る経費を補助するなど強力で支援している。

また、区の持つ多様な文化・観光の振興、商店街の支援など、まちのにぎわいを加速するため、港区ゆかりのコンテンツをデザインしたマンホール蓋を製作・設置し、新たな観光スポットを創出するとともに、商店街PR動画コンテストを開催し、商店街振興施策を通じて、区の魅力発信に積極的に取り組んでいる。

さらに、関東大震災から100年の節目となることを契機に、広く区民に災害への備えを周知する防災啓発イベントを実施するとともに、地域の防災力の向上のため地域の防災リーダーとして活動する消防団の支援や共同住宅の多い区の特性を踏まえ全区民に携帯トイレ20個を配付し、在宅避難用の防災対策を充実させるなど、あらゆる分野で横断的に防災対策の充実・強化を図っている。

引き続き物価高騰の影響に立ち向かうため、行政運営と執行機関の最高責任者としての区長をはじめとした特別職は、より一層高度な判断力、実行力が求められ、その役割と職責は極めて重要性を増している。

区議会議員については、本会議、委員会等議会活動を通じて執行機関のチェック機能を果たすとともに、新型コロナウイルス感染症の未曾有の事態に直面した際には、区民の生命と健康を守ることを最優先に様々な意見を提案し、区民生活や事業活動に直接影響を及ぼしている物価高騰の不安に伴う区民要望への対応など、区民福祉の向上に向けて担う役割と職責はますます重要なものとなっている。

4 結論

今回の結論を出すに当たり、本審議会では、港区の財政状況を念頭に置きつつ、特別区人事委員会、東京都人事委員会及び人事院の勧告を参考としながら、主に民間給与実態調査の内容を踏まえ、慎重に審議を行った。

その内容は、他区に比較し港区の支援策は充実しており先駆的な取組も多いことや物価高騰や民間の給料の引上げなど社会経済状況を鑑み、総員が引上げの意向を示した。一方、引上げ幅については、近年の区議会議員の若年層増加による年齢構成の幅が広がっていることを考慮する必要がある、職員の勧告は若年層の引上げ幅が大きく高年齢層が低いこと区民感情への配慮から判断が難しい、港区の特別職の職責の重要性を考慮し区の実態を踏まえた数値を基に根拠を構築すべきとの意見もあった。

審議の結果、近年も職員の改定に準じた改定を行っていること、客観性、合理性のある独自の引上げ幅の設定の難しさ、他区に先駆けた区独自の工夫された様々な支援策の実施など、特別職をはじめとし、不断の努力により区民にとって満足度の高い区政運営がなされていることから、月例給及び期末手当については、引上げるという特別区人事委員会

勧告を準用すべきという意見となった。

そのため、特別区人事委員会勧告に準じて、区議会議員の議員報酬及び特別職の給料はいずれも0.98%引上げ、区議会議員及び特別職の期末手当は、それぞれ年間支給月数を0.1月引上げることが妥当であるとの結論に至った。

また、改定の実施時期についても、職員同様に月例給は令和5年4月1日、期末手当は令和5年12月1日が妥当であるとの結論に至った。

ただし、議員報酬額の改定の実施時期については、令和5年4月23日に区議会議員選挙が実施され、現在の区議会議員の任期が令和5年5月1日からとなることを踏まえ、令和5年5月1日から適用することが妥当であると判断した。

(1) 区議会議員の議員報酬及び期末手当について

議員報酬については、0.98%引上げ、百円未満を四捨五入して算定する。

期末手当については、年間支給月数を0.1月引上げる。

ア 議員報酬について

(ア) 改定額

議員報酬を次のとおり引上げる。

| 区分 | 改定後の報酬月額 | 現行の報酬月額 | 報酬月額の引上げ額 |
|------|----------|----------|-----------|
| 議長 | 911,400円 | 902,600円 | 8,800円 |
| 副議長 | 787,800円 | 780,200円 | 7,600円 |
| 委員長 | 656,200円 | 649,800円 | 6,400円 |
| 副委員長 | 628,800円 | 622,700円 | 6,100円 |
| 議員 | 616,700円 | 610,700円 | 6,000円 |

(イ) 実施時期

令和5年5月1日

イ 期末手当について

(ア) 改定支給月数

期末手当を0.1月分引上げる。

(イ) 実施時期

令和5年12月1日

(2) 特別職の給料及び期末手当について

給料月額については、0.98%引上げ、百円未満を四捨五入して算定する。

期末手当については、年間支給月数を0.1月引上げる。

ア 特別職の給料について

(ア) 改定額

特別職の給料を次のとおり引上げる。

| 区分 | 改定後の給料月額 | 現行の給料月額 | 給料月額の引上げ額 |
|----------|------------|------------|-----------|
| 区長 | 1,261,700円 | 1,249,500円 | 12,200円 |
| 副区長 | 1,014,600円 | 1,004,800円 | 9,800円 |
| 教育委員会教育長 | 942,700円 | 933,600円 | 9,100円 |
| 常勤監査委員 | 754,200円 | 746,900円 | 7,300円 |

(イ) 実施時期

令和5年4月1日

イ 特別職の期末手当について

(ア) 改定支給月数

期末手当を0.1月分引上げる。

(イ) 実施時期

令和5年12月1日

港区特別職報酬等審議会委員名簿

会 長 脇 奈穂子

会長職務代理 白 井 浩 之

委 員 飯 田 美夜子

委 員 今 井 美嘉乃

委 員 郡 司 知 志

委 員 坂 口 緑

委 員 田 中 泉

委 員 辻 村 法 泰

委 員 南 かほる

委 員 吉 野 茂